



Title	意匠法における操作画像の意義：映像装置付き自動車事件
Author(s)	青木, 大也
Citation	Business law journal. 2020, 13(3), p. 114-119
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/81465
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

知的財産法の羅針盤

第28回

意匠法における操作画像の意義

映像装置付き自動車事件

知財高裁平成29年5月30日判決(裁判所ウェブサイト)

はじめに

現行意匠法は、原則として物品の形状等を保護するものであるが(2条1項)、一部の画像も物品性を前提に保護の対象としている(2条2項参照)。知財高裁平成29年5月30日判決(平28(行ケ)10239号。以下「本判決」という)で問題となったのは、その対象となる二つの画像の類型のうち、現行意匠法2条2項の定

める、いわゆる操作画像の意義についてである^{注1)}。

なお、令和元年改正^{注2)}により、意匠法は物品性を欠く画像の保護に大きく舵を切ったが、操作画像に関する本判決の判断が同改正後も維持されるのか、その射程を吟味することも必要となる。

以下、本事案の概要を簡単に説明する。

I 事案の概要

本件は拒絶審決取消訴訟の事案である。

原告の出願した意匠(以下「本願意匠」という)は、意匠に係る物品を「映像装置付き自動車」とするものであり、また、自動車に備えられた映像装置から照射される画像を意匠登録を受けようとする部分とする、部分意匠である(以下、意匠登録を受けよ

知的財産権研究会／編

〈監修〉

東京大学名誉教授・弁護士

中山信弘 Nobuhiro Nakayama

〈執筆〉

大阪大学大学院法学・政治学専攻

准教授

青木大也 Hiroya Aoki

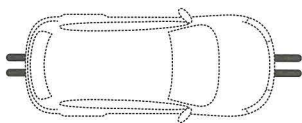
08年東京大学大学院法学政治学研究科法曹養成専攻修了。同科助教、大阪大学知的財産センター特任講師を経て、13年より現職。著作「意匠の類似と物品の類似—知的財産権の範囲と物品等の意義」日本工業所有権法学会年報40号19頁ほか。

うとする部分を「本願部分」という。別紙第1に掲載されたその意匠に係る物品の説明(補正後のもの)には、以下の記載がある(見やすいように筆者が適宜改行している)。

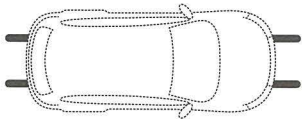
本物品は、映像装置を備えた自動車と、映像装置から照射され、自動車と一体とし用いられる自動車周囲の路面、組み立て駐車場、或いは展示場の床板等の表示機器に表示される各画像図とからなるもの(原文ママ)である。自動車の「一般的に想定できる機能は、

図表1 別紙第1掲載の参考図の一部

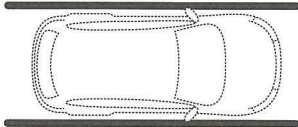
使用状態を示す参考図1



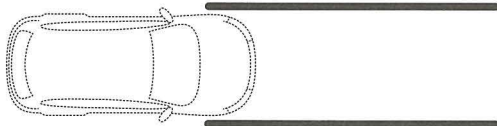
使用状態を示す参考図2



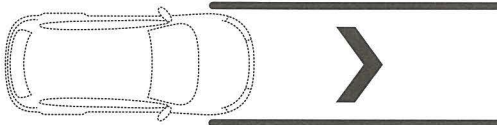
使用状態を示す参考図3



使用状態を示す参考図5



使用状態を示す参考図7



「走る」、「曲がる」、「止まる」ことである。本物品の意匠登録を受けようとする各画像図は「走る」機能を発揮できる状態にするための「操作の用に供する画像」である。

1. 前進。

(1) 運転者あるいは同乗者が自動車を開錠「縮小画像図1（使用状態を示す参考図1）」から「縮小画像図2（使用状態を示す参考図2）」。

(2) 運転者がエンジンを始動「縮小画像図3（使用状態を示す参考図3）」。

(3) 運転者が自動車を前進させるべく行為を実行「縮小画像図4（使用状態を示す参考図4）」および「縮小画像図5（使用状態を示す参考図5）」。

(4) 自動車が走り始めるまで「縮小画像図6（使用状態を示す参考図6）」、「縮小画像図7（使用状態を示す参考図7）」および「縮小画像図8（使用状態を示す参考図8）」が繰り返される。

(5) 自動車が走る。

2. 後退。

(以下略)

II 判旨

また、自動車が前進する場合に係る別紙第1掲載の参考図の一部は、**図表1**のとおりである。

本判決は、操作画像の意義につき、「特段の事情がない限り、物品の操作に使用される図形等が選択または指定可能に表示されるものをいう」としたうえで、本願部分の画像はこれに該当しないと判断した。

意匠法2条2項は、「物品の操作（当該物品がその機能を発揮できる状態にするために行われるものに限る。）の用に供される画像であつて、当該物品又はこれと一体として用いられる物品に表示されるもの」は、同条1項の「物品の部分の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合」に含まれ、意匠法上の意匠に当たる旨を規定する。同条2項は、平成18年法律第55号による意匠法の改正（以下「平成18年改正」という。）によって設けられたものである。

ところで、平成18年改正前か

注1) なお、意匠に係る物品を映像装置付き自動車とする同様の事案につき、同日に本件を含め4件の判決が下されているが、いずれも概ね同旨である。このうち、知財高判平29・5・30裁判所ウェブサイト（平28（行ケ）10240号）を中心に検討を加えたものとして、原田雅美「画像意匠の最新判例の紹介と画像意匠の保護の検討」DESIGN PROTECT 117号33頁がある。

注2) 特許法等の一部を改正する法律（5月17日公布。令和元年法律第3号）。

ら、家電機器や情報機器に用いられてきた操作ボタン等の物理的な部品を電子的な画面に置き換え、この画面上に表示された図形等からなる、いわゆる「画面デザイン」を利用して操作をする機器が増加してきていた。このような画面デザインは、機器の使用状態を考慮して使いやすさ、分かりやすさ、美しさ等の工夫がされ、家電機器等の品質や需要者の選択にとって大きな要素となってきた。企業においても画面デザインへの投資の重要性が増大している状況にあった。

しかしながら、平成18年改正前においては、特許庁の運用として、意匠法2条1項に規定されている物品について、画面デザインの一部のみしか保護対象としない解釈が行われ、液晶時計の時計表示部のようにそれがなければ物品自体が成り立たない画面デザインや、携帯電話の初期画面のように機器の初期操作に必要な可欠な画面デザインについては、その機器の意匠の構成要素として意匠法によって保護されるとの解釈が行われていたが、それら

以外の画面デザインや、機器からの信号や操作によってその機器とは別のディスプレイ等に表示される画面デザインについては、意匠法では保護されないとの解釈が行われていた（意匠登録出願の願書及び図面の記載に関するガイドライン―基本編―液晶表示等に関するガイドライン「部分意匠対応版」）。

そこで、画面デザインを意匠権により保護できるようにするために、平成18年改正により、意匠法2条2項が設けられた。

このような立法経緯を踏まえて解釈すると、同項の「物品の操作：の用に供される画像」とは、家電機器や情報機器に用いられてきた操作ボタン等の物理的な部品に代わって、画面上に表示された図形等を利用して物品の操作を行うことができるものを指すというべきであるから、特段の事情がない限り、物品の操作に使用される図形等が選択又は指定可能に表示されるものをいうものと解される。

これを本願部分についてみると、本願部分の画像は、別紙第1

のとおりのものであって、「意匠に係る物品の説明」欄の記載（補正後のもの、別紙第1）を併せて考慮すると、画像の変化により運転者の操作が促され、運転者の操作により更なる画像の変化が引き起こされるといえるものであると認められ、本願部分の画像は、自動車の開錠から発進前（又は後退前）までの自動車の各作動状態を表示することにより、運転者に対してエンジンキー、シフトレバー、ブレーキペダル、アクセルペダル等の物理的な部品による操作を促すものにすぎず、運転者は、本願部分の画像に表示された図形等を選択又は指定することにより、物品（映像装置付き自動車）の操作をするものではないというべきである（中略）。

そうすると、本願部分の画像は、物品の操作に使用される図形等が選択又は指定可能に表示されるものということはできない。また、本願部分の画像について、特段の事情も認められない。

したがって、本願部分の画像は、意匠法2条2項所定の「物品の操作：の用に供される画像」

には当たらないから、本願意匠は、意匠法3条1項柱書所定の「工業上利用することができる意匠」に当たらない。

Ⅲ 検討

1 意匠法において保護を受けられる画像

本判決は、本願部分の画像について、2条2項所定の「物品の操作：の用に供される画像」に該当しないと判断した。

現行意匠法において保護を受けることのできる画像は、2条1項の解釈上認められている「物品の機能を果たすために必要な表示を行う画像」^{注3)}か、2条2項の「物品の操作（当該物品がその機能を発揮できる状態にするために行われるものに限る。）の用に供される画像」（操作画像）^{注4)}のいずれかでなければならぬとされている。

本願意匠の画像は、意匠に係る物品の説明において明記されているよ

うに、操作画像としての意匠登録を求めたものと解される。もともと、当該画像を選択等して映像装置付き自動車を選択するものではなかったことから、操作画像の定義をめぐって争いとなった。

なお、本願意匠の画像につき、表示画像としての出願も考えられるが、表示画像については、意匠審査基準上、「物品の表示部に表示される画像」でなければならないとされているところ^{注5)}、本願意匠の画像は道路等に表示されるもので、映像装置付き自動車の表示部に表示されるわけではないと考えられることから、表示画像としての出願はためらわれたものと推察される^{注6)}。ただし、たしかに意匠審査基準上はどのような要求がされていたが、この点は必ずしも当然のものということはできないように思われる^{注7)}。

2 本判決の立場

本判決は、現行意匠法2条2項の「物品の操作…の用に供される画像」について、立法経緯に鑑み、原則として、「物品の操作に使用される図形等が選択又は指定可能に表示され

るもの」に該当する必要があるとした^{注8)}。この「選択又は指定可能に表示されるもの」には、直接タッチパネルなどに触れるもののほか、原告主張への応答において、リモコンによる遠隔操作が含まれることも明らかにされている。本願部分の画像については、表示された画像を指定して映像装置付き自動車を操作するわけではなく、その画像を見た運転者に映像装置付き自動車のエンジンキーやアクセルペダル等を操作することを促すものであって、これに該当しないとの判断がなされた。

上記規範を導くにあたって、本判決は立法経緯を参照し、操作ボタン等の物理的な部品を電子的な画面に置き換え、その画面デザインを利用して操作する機器が増加し、それに対応するための平成18年改正であったという整理をしている^{注9)}。

なお本判決は、「特段の事情がない限り」との留保を付しているが、本判決は本願意匠がそれに該当しないことのみを端的に判示するに留まり、その具体的内容は明らかではない。

3 本判決の評価——操作と物品性

本判決の重視した立法経緯は、物品性をかなり具体的・物理的なものとして理解したうえでのものであり、それを前提とする限り、本判決の

帰結は素直なものであったように思われる。

もともと、実態面として、画像デザインを取り巻く状況は激変しており、(本願意匠の登録可能性は別として)2条2項の解釈につき平成18年当時の立法趣旨がどこまで通用する

注3) 意匠審査基準(平成31年4月26日改訂版。以下同じ)74.4.1.1.1.1参照。

注4) 意匠審査基準74.4.1.1.1.2参照。

注5) 意匠審査基準74.4.1.1.1.1参照。

注6) この点、操作画像にあっては、「当該物品又はこれと一体として用いられる物品」に表示されればよいので、必ずしも映像装置付き自動車自体に表示される必要はなく、道路等が上記一体として用いられる物品と評価されるのであれば、この点は障害とならなかったものと思われる。原田・前掲注1)39～40頁参照。

注7) 原田・前掲注1)40頁では、平成18年改正当時、表示部を持たない物品にあっても保護すべき「画像意匠」が存在することを前提とした検討がなされており、そこで操作画像と表示画像を区別する趣旨はなかったことを前提に、表示画像に係る条件の緩和(物品の成立に不可欠な画像から、物品の機能を果たすために必要な表示を行う画像へと対象が広がったこと)を根拠に、表示画像にあっては、「一体として用いられる物品」に表示されるものにも適用可能であるとの解釈が示唆される。たしかに、平成18年改正に向けた報告書である、旧産業構造審議会知的財産政策部会(意匠制度小委員会)「意匠制度の在り方について」33頁(平成18年2月)には、「物品の成立性に照らして不可欠な画面デザインに加え、物品の用途及び機能を実現するために表示される画面デザインを物品の部分意匠(部分意匠)として保護することが適切であると考えられる」と記載されており、表示先については操作画像と表示画像を区別する趣旨は読み取れないように思われる。また、特許庁総務部総務課制度改正審議室編「産業財産権法の解説—平成18年意匠法等の一部改正」(発明協会、2007)16頁では、2条2項の一体として用いられる物品に表示される画像について、「このような状態で表示されている画面デザインについても、別の物品に表示されていることは使用上の便宜にすぎない」から保護するとの指摘がなされているが、同趣旨は表示画像にも当てはまるとは思われる。

注8) なお、特許庁編「工業所有権法(産業財産権法)逐条解説(第20版)」(発明推進協会、2017)1154頁では、「操作」の概念につき、「一定の作用効果や結果を得るために物品の内部機構等に指示を与えることをいう」と述べるが、裁判所は原告主張に関して若干触れるに留まっている。本件では「操作」自体というより、画像が「操作」とどのように結びついていなければならないかが問題となったものと整理されよう。

注9) 特許庁総務部総務課制度改正審議室編・前掲注7)13頁でも同旨が述べられている。ただし、以降の文言の解説にあっては、操作ボタン等の物理的な部品に代わる画像であることが登録要件である、といった言及はされていないようである。



のか^{注10)}、また理論面として、そもそも画像を含む意匠に係る物品の意義をどこまで具体的・物理的なものと理解するべきかといった点について、本判決は議論を喚起するように思われる。

4 令和元年改正法下での検討

本判決は令和元年改正前のものであるが、同改正によって新たに物品性を欠く画像自体を意匠として保護することとなった。もともと、すでに述べたように、保護の対象はすべての画像ではなく、「機器の操作の用に供されるもの又は機器がその機能を発揮した結果として表示されるもの」(新2条1項)に限られることから、本判決の射程に関連して、同改正後の操作画像にもその趣旨が及ぶのかが、議論となり得る(なお、改正後の新2条1項にあつては、表示画像の表示部に係る要件は除かれたものと解されるため、本願部分の画像については、改正後はそれ単独で表示画像として登録を受けられるものと解されよう)^{注11)}。

この点、文言を素直に理解すると、操作画像に関しては改正前とほとん



ど同様の文言が採用されていること、また同改正に向けての議論では、その表示や記録に係る要件が検討の対象となっており、操作画像の概念自体に変更を加えるような議論はされていなかったことからすると、本判決の趣旨は同改正後の操作画像にも及ぶということになろう^{注3)}。

もつとも、同改正が意図したものではないであろうが、画像の意匠につき物品性を除いた結果として、本判決が依拠した理由付け、すなわち、従来の操作ボタン等の物理的な部品が画像に置き換えられ、そのような代わりになる画像を保護するという考え方が、「機器の」操作の用に供するものとはいえ、当然には当てはまらなくなったかもしれない。仮にそうであるとすると、同改正後は、操作画像の概念について、改めての検討を行う余地も否定されないように思われる。

ちなみに、同改正によって、画像の意匠に係る実施行為も新たに規定されている（新2条2項3号イ・ロ）。従前、物品の意匠の形状等の一部として評価されていた画像（や、それを表示するためのプログラム等）自体の作成等については、物品の意匠を

ベースとした間接侵害（38条）の成否という形でしか規制できなかったが、同改正によって、画像の作成等^{注14)}についても実施行為として直接規制することができるようになっている。この点を重視すると、本判決で問題となったような画像については、今後は画像の意匠（少なくとも先述した表示画像）としての登録を目指すほうが有利であるように思われる。

注10) 例えば、平成24年2月に開催された、第16回意匠制度小委員会の配布資料「画面デザインの保護を巡る近年の状況変化」1頁では、「今や、画面デザインは、「操作ボタン等の物理的な部品を電子的な画面に置き換えたもの」という位置づけを超えた、独自の発展可能性を有するビジネスツールとしての地位を確立したと言っても過言ではない」との言及があり、それに対応して平成23年の意匠審査基準改訂が行われているとの指摘がある。

注11) 青木博通「商標・意匠制度からみた著作権制度一制度間競争とその調整」発明2019年7月号44頁の注40、白木裕一「デザインの保護に関する裁判例の分析と意匠法の改正について（下）」知財ぶりずむ17巻203号96頁参照。

注12) 意匠制度小委員会報告書「産業競争力の強化に資する意匠制度の見直しについて」（平成31年2月）3頁参照。

注13) なお、令和元年改正後の新2条1項では、旧2条2項の括弧書（「（当該物品がその機能を発揮できる状態にするために行われるものに限る。）」）に相当する文言が見当たらない。本判決がこの点を略記しているだけで、これを含んだ趣旨で下されたのであれば、括弧書がなくなったことの影響を吟味する必要がある。ただし、この括弧書は機能を発揮している状態のものを除くという意味で（特許庁編・前掲注8）1155頁参照）、いわばタイミングを規律するものであり、またその削除については、いわゆる「〇〇機能付き電子計算機」に係る画像を意匠審査基準上保護対象としていたことの影響が指摘されており（五味飛鳥「画像デザインの保護範囲」2019年度日本工業所有権法学会研究大会における報告資料参照。なお、川上敏寛「令和元年特許法等改正法の概要（下）」JNBL1156号47頁も参照）、本判決で問題となった点とは異なる観点からの改正と考えられることから、本判決の射程に影響を及ぼすものではないように思われる。

注14) 山田正夫＝山田繁和「画像デザインの保護の拡充について一意匠審査基準の改訂とそれを踏まえた現行意匠法の考え方」JNBL1070号75頁参照。